解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年二月十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

広島市安佐南区祇園二丁目二二番四号

医療法人社団高山眼科医院

清算人　高山　健

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年二月七日責任役員会の決議並びに北海道知事の認証により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

北海道釧路市若竹町八番四号

宗教法人岸福寺

清算人　小野﨑裕成

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

福島県耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字前田三三番地一

財団法人会津民俗館

代表清算人　渡部　認

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年二月十四日福岡県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目一番一号

宇美町土地開発公社

清算人　田中　博之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十九日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

長崎県諫早市小長井町遠竹二七四七番地

学校法人小長井聖母の騎士学園

清算人　山下　公輝

第七十五期決算公告

平成二十五年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部	
流動資産	八、六六五、五六三、八三〇
固定資産	七、六六五、一七〇、八〇五
合計	一六、三三〇、七三四、六三五
負債及び純資産の部	
流動負債	六、四〇四、九八七、七一〇
固定負債	二、二一九、〇〇〇
株主資本	七、七〇六、六一七、九二五
資本金	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
資本剰余金	七九、〇二五、二五九
利益剰余金	七、五五三、五七五、一三六
（当期純利益）	（一、〇一六、五一八、七九四）
自己株式	△二五、九八二、四七〇
合計	一六、三三〇、七三四、六三五

平成二十六年三月二十五日

埼玉県川越市芳野台三丁目一番地一

三輪精機株式会社

第九期決算公告

平成二十五年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部	
流動資産	三四
固定資産	一四
資産の部合計	四八
負債及び純資産の部	
流動負債	五四九
負債の部合計	五四九
株主資本	△五〇一
資本金	一〇
利益剰余金	△五一一
その他利益剰余金	△五一一
（当期純損失）	（二八）
純資産の部合計	△五〇一
負債及び純資産の部合計	四八

平成二十六年三月二十五日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目一四番一〇号　モルトンブラウンジャパン株式会社

代表取締役　夏坂　真澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市長橋二丁目五九番地、最後の住所札幌市北区北二一条西七丁目二番二六号　被相続人　亡　志和　澄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

事務所札幌市中央区南一条西三丁目　札石ビル五階　清水彰法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県矢板市東泉一八一番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　瀧田　義文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

栃木県大田原市中央二丁目二番五号

相続財産管理人　弁護士　安部　桂弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市小国町法坂二四六〇番地、最後の住所埼玉県川口市栄町三丁目四番一四―三〇五号ダイヤピア　被相続人　亡　栗林　孝平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目一〇番一六号シーノ大宮ノースウィング一四階

Bアーク法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市本郷二丁目二八六二番地、最後の住所千葉県木更津市本郷二丁目五番一七号　被相続人　亡　鈴木　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

事務所千葉市中央区中央四―一〇―一二　蚕糸会館六階　千葉中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井出　達希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都青梅市根ヶ布一丁目六八七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　木﨑　シゲ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市万町三五番地、最後の住所東京都八王子市万町三四番地三　被相続人　亡　馬場ミツエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

事務所東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古川健太郎